



「外国での日本の資格の円滑な承認に関する調査（ディプロマ・サプリメント調査）」の概要報告書

2019年3月

調査目的・実施方法

2018年2月、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」が発効した。この東京規約は日本政府が2017年12月に締結したものである。同規約は、学生等のモビリティを促進するため、日本を含む締約国に対し、他の締約国で発行された資格を適切に承認すること等が求められており、また（学位記などの高等教育修了証に添付される補足書類である）ディプロマ・サプリメントの利用を促進することも含まれている。

このような背景のもと、（独）大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課は、2017年度に株式会社リベルタス・コンサルティングに一部業務を委託したうえで、欧州連合（EU）を始めとする海外のディプロマ・サプリメント制度や活用状況を調査した。また同国・地域におけるディプロマ・サプリメントの有効性や課題を検証するとともに、日本におけるディプロマ・サプリメントの導入への検討課題について考察した。

調査対象国・地域は、オーストラリア、ニュージーランド、欧州、アジア太平洋経済協力（APEC）の2か国・2地域とし、オーストラリアとニュージーランドに関しては、大学の発行・活用状況や利点・課題について、大学等関係者にヒアリング調査を行った。

ここでは本調査の結果の概要を報告する。

ディプロマ・サプリメントとは

ディプロマ・サプリメントは、高等教育機関が学位記などの高等教育修了証に添付する補足書類で、学生が取得した学位・資格の内容を示した文書である。欧州議会、欧州委員会及びユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター（UNESCO-CEPES）の支援を受けたワーキング・グループにより1998年に開発された。学生が取得した学位・資格の承認を補助することを目的としており、その様式は原則として統一されているが、各国・地域が各々のニーズによって一部項目を調整できる。EUの場合、ディプロマ・サプリメントの様式は域内共通であり、大学等の発行機関は、資格保持者の情報のほか、資格の名称や学問分野、授与機関などの資格の識別情報、資格のレベル、履修内容や資格取得要件、当該国の教育制度等の項目の内容を明記することとされている。高等教育プログラムの修了者に対し、学位記等の高等教育修了証に添付して交付する。

諸外国のディプロマ・サプリメントの現状

欧州

- ・ EUにおけるディプロマ・サプリメントは、欧州高等教育圏（EHEA）の構築を推進するボローニャ・プロセスのもと、欧州委員会、欧州議会及びユネスコ・ヨーロッパ高等教育センター（UNESCO-CEPES）の支援を受けたワーキング・グループが、資格に関する公的かつ透明性のある説明文書として 1998 年に共同策定した。域内で共通の様式である。
- ・ ディプロマ・サプリメントは、1999 年のボローニャ宣言で試験的導入が提案された。その後、2003 年のベルリン・コミュニケにおいて 2005 年からの全面導入が決定され、ボローニャ・プロセスに参加する 48 か国の高等教育機関で発行が義務付けられた。
- ・ 2003 年のボローニャ・プロセスでは、ディプロマ・サプリメントを 1)（請求がなくても）自動的に、2) 無料で、3) 卒業生全員に、4) 欧州地域で広く使われる言語で提供する、という EHEA 諸国の誓約（以下、「4 条件」）が発表されている。
- ・ 様式の記載内容は、資格保持者情報、資格を識別する情報、資格レベル、履修内容と成果、資格の機能、付加情報、証明、国の高等教育制度の説明である。
- ・ 欧州域内で実施された各種調査¹では、ディプロマ・サプリメントは、学生の成績評価と入学手続きの支援等に有用であると評価されるなど、教育現場での有効性も指摘されている。
- ・ 雇用の現場では、フランスの ENIC-NARIC による企業に対するモニタリング（2014 年）によると、ディプロマ・サプリメントは全国の雇用主には浸透していなかった。一方、ドイツにおいては雇用者の約 70%がディプロマ・サプリメントを重要と評価しており、採用の選定プロセスにおける決定的な基準として認識されていた。²
- ・ 近年、卒業生の申請に応じて無料でディプロマ・サプリメントを発行する高等教育機関は増加しているものの、国家レベルでボローニャ・プロセスの 4 条件を十分に実施している国は EHEA 諸国の約 3 分の 1 程度しかない。また、2017 年の EU の調査³では、ディプロマ・サプリメントの改善点として、関係者が必要とする情報への柔軟な対応、認知度の向上、高等教育機関における文書発行に伴う人的・費用的負担の問題、政府に

¹ Universities UK, *Results of the 2011 UK HE International Unit European Activity Survey of UK HEIs – England and Northern Ireland*, 2012, <http://heglobal.international.ac.uk/media/1469373/E-12-03.pdf> や Aertken, J., *In the course of the Bologna Process: are Diploma Supplement labels contributing to the mobility of students in Germany, the Netherlands and the UK?*, 2015, <http://essay.utwente.nl/67294/> など。

² DAAD, *Bachelor und Master auf dem Arbeitsmarkt: Die Sicht deutscher Unternehmen auf Auslandserfahrungen und Qualifikationen*, 2011

³ Directorate-General for Education and Culture (European Commission), *Study to support the revision of the diploma supplement and analyse the feasibility of its digitalisation at European level*, 2017

よる財政支援やガイダンスの必要性等が挙げられている。

オーストラリア

- ・ オーストラリア教育訓練省は、2002年及び2005年に、ディプロマ・サプリメント・パイロット・プロジェクトを実施した。2007年には14大学からなる大学連合で、ディプロマ・サプリメント開発プロジェクトを行い、2008年にオーストラリア高等教育修了資格ステートメント（Australian Higher Education Graduation Statement, 以下、AHEGS）の導入を提言した。現在、教育訓練省がディプロマ・サプリメントの制度を所管している。
- ・ プロジェクトの結果を踏まえて示された最終報告書の提言には、以下のものが含まれる。
 - オーストラリアのすべての卒業生に無料で発行し、オーストラリア資格枠組に認定された高等教育コースに適用されること。
 - AHEGSの推奨モデル（共通のテンプレート）が受け入れられること。
 - 実施コストについて資金援助が利用可能であること。
 - 全国的な実施についてオーストラリア教育訓練省等がモニタリングを行うこと。
- ・ 様式の記載内容は、表紙（AHEGSのロゴ、オーストラリア連邦政府名義の趣意説明、日付・署名・役職、機関のロゴ）、姓・名・学生番号、学位の名称・詳細、学位授与機関、卒業生の学業成績、オーストラリアの高等教育制度の説明である。
- ・ 発行は高等教育機関の任意であり、義務化されていない。2008年の導入開始以降、AHEGSを発行する機関は増加している。一方、成績証明書や卒業証明書を電子化するオーストラリアとニュージーランドの大学主導の取組であるMy eQualsに関しては、書類の真正性の確保や学生移動の促進といった理由からオーストラリアでは39大学とほぼ全ての大学が参加している（2019年3月調査時点）。⁴

< AHEGSを導入している大学のヒアリング結果（5校対象） >

AHEGSに関して期待されている効果
・ 成績以外での自己PRが可能となり、就職活動が円滑になる。
・ 研究関連の実績を記載できるため、欧米の大学等への進学手続きが円滑になる。
・ リーダーシップや表彰、ボランティア活動等の記載が可能なることから、大学の育成人材イメージを企業や海外の高等教育機関に対して発信でき、大学のブランドイメージを浸透させることが期待できる。
・ 成績証明書よりも評価しやすい内容が記載されていることから、教育の国際的な移動促進に有益である。

⁴ <https://www.myequals.edu.au/>

AHEGS 導入の課題
・ システム開発費用の負担が大きい。
・ 業務・費用負担から、記載内容を最小限にせざるをえない。
・ AHEGS よりも成績証明書の交付請求の方がむしろ多い。
・ 表彰やボランティア活動等記載内容をある程度自由に設定できるため、企業や海外の高等教育機関に対し、内容の信頼性をどう担保できるか。

ニュージーランド

- ・ ニュージーランド資格審査局 (New Zealand Qualifications Authority: NZQA)、教育省、高等教育機関の代表者から成るディプロマ・サプリメント・リファレンス・グループによって、2009 年、ニュージーランド高等教育資格ステートメント (Tertiary Education Qualification Statement, 以下、TEQS) が開発され、現在導入の初期段階にある。
- ・ TEQS は 2 パターンあり、高等教育機関は成績証明書を添付する場合と、単独で発行する場合のいずれかを選択することができる。
- ・ 様式の記載内容は、資格保持者情報、資格を識別する情報、資格レベル、履修内容と成果、資格の機能、付加情報、証明、ニュージーランドの高等教育制度の説明である。
- ・ 高等教育機関が提示する条件を学生が満たした場合に発行される。発行は義務ではなく任意である。教育機関は、卒業時に自動的に交付しても、申請に応じて交付してもよい。
- ・ TEQS を導入している機関は 1 機関確認できたのみである (2018 年 2 月調査時点)。一方、My eQuals に関しては、ニュージーランドでは、全 8 大学が参加している (2019 年 3 月調査時点)。

<大学へのヒアリング結果で挙げられた TEQS 普及への課題 (2 校対象) >

TEQS 普及への課題
・ 高等教育機関による発行は任意である。ニュージーランド政府も、導入するかは各大学で判断するよう見解を出している。
・ 導入にあたり、現存の学生管理システムの変更に多大な費用と時間を要する。
・ 政府は、導入を見送っている大学が多いことを認識しているが、具体的なアクションがみられない。

アジア太平洋経済協力 (APEC)

- ・ 2010 年、APEC の人材育成ワーキング・グループに委嘱されたプロジェクト・チームが、APEC 域内のディプロマ・サプリメントの共通要素と基本理念等の合意可能性について探るため、参加各国・地域のディプロマ・サプリメントの性質と範囲について調査

した。16 のメンバー国・地域からの回答を集計したアンケート調査結果は、2010 年 10 月「高等教育ディプロマ・サプリメント会議」参加者により議論され、ディプロマ・サプリメントの推進を APEC が支援することについて、メンバー国の関係者等から幅広い支持が得られた。2010 年 12 月に報告書”Higher Education Diploma Supplements Among APEC Member Economies“が刊行された。各メンバー国・地域の状況に関する主な記述内容は、以下のとおり。

- オーストラリア、ニュージーランド、ロシアは欧州の標準に従ったディプロマ・サプリメントの特定モデルがある。希望者に交付されるが、申請は少ない。他の国は、国としての共通様式のモデルはなく、機関別での対応に留まっている。⁵
- 米国の高等教育機関は、申請に応じてディプロマ・サプリメントを発行することができる。公式の共通様式はないが、欧州高等教育圏（EHEA）で学習を継続する学生からの要請がほとんどであるため、欧州モデルに従う傾向がある。
- 日本及びインドネシアでは、ディプロマ・サプリメントのポリシーが検討されている。
- 日本では、全ての大学が自由に発行できるが、国としての特定モデルは存在しない。

日本におけるディプロマ・サプリメントの導入への検討課題

このように、ディプロマ・サプリメントは、教育資格保持者の国境を越えた円滑な移動（進学や就職等）を支援するものであるが、現在、日本のすべての高等教育機関は、ディプロマ・サプリメントを自由に発行できる状況にあるものの、実行している機関は極めて少ない。また国として統一されたモデルは存在しない。

東京規約では、締約国は自国の国内情報センターを通じて、「ユネスコ修了証書補足文書又は他の同等の資格の補足文書」の利用を促進することが定められている。そのため、同規約の締約国である日本は、今後、東京規約締約国間で行われる議論等も踏まえ、対応方針を検討していく必要がある。

ここでは、日本がディプロマ・サプリメントの利用促進を検討する場合、留意することが望ましい、調査対象国・地域においてみられた着目すべき特徴と、課題を整理する。

<調査対象国・地域におけるディプロマ・サプリメントの着目すべき特徴>

・ 4 条件の実現

日本が締約している東京規約が、学生の資格の円滑な承認・評定を推進するものであり、また世界的な潮流を踏まえると、導入に当たっては、ポローニャ・

⁵ Human Resources Development Working Group, *Higher Education Diploma Supplements Among APEC Member Economies*, 2010

プロセスの 4 条件を満たすことを最終目標とするよう国際社会から求められる可能性もある。

- ・ **電子化と行政支援**

オーストラリアとニュージーランドの大学は先述の「My eEquals」を運用している。さらに中国では教育部学位与研究生教育发展中心（CDGDC）によって学位記の認証書の電子化、全国高等学校学生信息咨询与就业指导中心（CHSI）によって学歴証明書や成績証明書、在籍証明書の認証の電子化が実施されている。上記 3 か国は、東京規約の締約国であり、他国に足並みを揃えたとすれば、日本においても証明書の真正性の確保や交付申請・発行の効率化などの観点から、高等教育機関が発行する証明書の電子化についても検討を推進することが望ましい。

- ・ **共通様式の開発**

リスボン承認規約ではディプロマ・サプリメントの使用促進が定められているが、その条文に EU の共通様式が記載されており、欧州地域における基本的な様式となっている。東京規約の締約国間でもディプロマ・サプリメントの統一様式を検討することが想定される。よって日本においても同様に、その議論を踏まえて国内で使用される様式を開発することになるであろう。その際には、日本社会のニーズに合ったものを検討する必要がある。

また、ディプロマ・サプリメントは、国境を越えて取得した学位の内容を提示することが目的であるため、使用言語は国際的に通用する英語であることが望ましい。英語版に加え、日本語版も作成するかどうかは、ディプロマ・サプリメントが日本社会でどのように活用されるかによるであろう。

<ディプロマ・サプリメントを利用促進するための課題>

日本において、ディプロマ・サプリメントの利用促進に取り組むにあたっての課題を以下に挙げる。

- ・ **導入目的の周知**

ディプロマ・サプリメントの本来の目的は、学生の国際的な移動促進であるが、実際にはオーストラリアの調査結果で見られるように、国内での就職支援や大学のブランド戦略など様々な意図がみられる。日本においては、ディプロマ・サプリメントの認知度も低く、また成績証明書等が既に広く活用されていることから、ディプロマ・サプリメント発行の必要性を感じる高等教育関係者が少ないとも考えられる。東京規約のもと、日本におけるディプロマ・サプリメントの利用・促進を検討するに当たっては、導入目的を明確に定め、周知することが求められる。

- ・ **共通様式の検討及び効果的活用**

学生による留学等の移動促進のためには、国際的に利用されている EU の共通様式に準拠しつつ、東京規約の締約国間の議論を踏まえながら日本独自の様式について検討することが必要である。効果的な活用を図るためには、関係者のニーズに合った記載内容の検討が必要である。また、現在高等教育機関で広く利用されている成績証明書とディプロマ・サプリメントの機能の整理も併せて検討することが望ましい。

- ・ **高等教育機関の開発プロセスへの関与**

ディプロマ・サプリメントの導入には、文書作成に必要なデータの作成・管理、発行作業が発生することから、教職員に新たな業務が課されることになる。ディプロマ・サプリメントの発行を義務とするのか任意とするのか、また全ての学生もしくは、希望する一部の学生のみに交付するののかについても検討が必要である。

導入を検討するに当たっては、大学等関係者の意見を広く集め、ニーズや業務負担、期待できる効果も踏まえ、検討していくことが必要である。

- ・ **システム開発における費用とセキュリティの確保**

先述のとおり、ディプロマ・サプリメントの導入に当たっては、真正性の確保や交付申請及び発行業務の効率化のためにも電子化が望ましい。その場合システム開発への投資が不可欠である。政府、大学、学生等のいずれがどのように費用を負担するののかも含め、検討を進めていかなければならない。

また、データ管理について、セキュリティの確保も重要な視点である。

最後に、ディプロマ・サプリメントの導入を検討するにあたっては、政府や国内情報センター、大学等関係者等が連携し、ディプロマ・サプリメントの効果や必要性、負担、課題等を踏まえ、慎重に検討していくことが望ましい。また、学生の就職等におけるディプロマ・サプリメントの活用の観点から、産業界の視点をどのように取り入れるのかも併せて考慮する必要がある。また、ディプロマ・サプリメントに加え、近年のグローニンゲン宣言を契機とした、オーストラリアやニュージーランド、中国でみられる成績証明書や卒業証明書等の証明書類の電子化の動きも見過ぎてはならないであろう。

(参考)

調査対象国・地域のディプロマ・サプリメントの様式の記載内容

欧州連合のディプロマ・サプリメントの様式の記載内容

1. 資格保持者 情報	1.1 姓 1.2 名 1.3 生年月日 1.4 学生識別番号・コード
2. 資格を識別 する情報	2.1 資格名と獲得した称号（卒業証書に記載の資格名（原語）） 2.2 資格の主要学習分野 2.3 授与機関の名称及び種別（原語） 2.4 研究機関の名称（2.2,2.3 と異なる場合）及び種別（原語） 2.5 教育・試験言語
3. 資格レベル についての情報	3.1 資格レベル 3.2 プログラムの正式期間 3.3 入学条件
4. 履修内容と 成果についての 情報	4.1 学習形態 4.2 資格取得の要件 4.3 プログラム詳細及び取得した個別の評価・得点・単位 4.4 評価スキーム及び評価分布ガイドライン 4.5 資格の包括的分類
5. 資格の機能 に関する情報	5.1 さらなる学習へのアクセス 5.2 職業的地位（あれば）
6. 付加情報	6.1 追加情報 6.2 情報源 6.3 その他の情報源
7. 証明	7.1 日付 7.2 署名 7.3 役職 7.4 公式印
8. 国の高等教 育制度の説明	国の高等教育制度の説明

[出典] <https://europass.cedefop.europa.eu/documents/european-skills-passport/diploma-supplement>

オーストラリア高等教育修了資格ステートメント（AHEGS）の様式の記載内容

表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ AHEGS のロゴ ・ オーストラリア政府名義の趣意説明 ・ 日付、署名、役職 ・ 機関のロゴ
セクション1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 姓、名、学生番号
セクション2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位の名称 ・ 詳細（学位の概要、入学要件、通常の学修期間、指導言語、オーストラリア資格枠組のレベルなど。）
セクション3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学位授与機関（授与者のカテゴリ、設立日及び法律、機関の簡単な説明。オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）の高等教育機関リストの掲載情報。）
セクション4	<p>卒業生の学業成績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コースの詳細 ・ 評価のポイント
セクション5	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストラリア高等教育制度の説明（オーストラリア政府提供のもの）

[出典] Guidelines for the Presentation of the Australian Higher Education Graduation Statement⁶

⁶ Department of Education, *Guidelines for the presentation of Australian Higher Education Graduation Statements*, 2013

ニュージーランド高等教育資格ステートメント (TEQS) の様式の記載内容

1. 資格保持者情報	
1.1 姓	例：スミス
1.2 名	例：ジョン
1.3 生年月日 (日/月/年)	任意欄
1.4 学生識別番号 (あれば)	機関固有の ID 番号を使用すること
2. 資格を識別する情報	
2.1 資格名と獲得した称号(あれば) (原語)	卒業証書に記載の資格名を使用すること
2.2 資格の主要学習分野	<p><2.1、2.2 について></p> <p>●規範として、専攻を伴う資格は以下のように提示すること。 例： 2.1 文学士 2.2 政治学</p> <p>●一つ以上専攻がある場合は、(各授与機関のシステムに最適な形式で) すべて記載すること。 例： 2.2 政治学と歴史学 2.2 政治学、歴史学 2.2 政治学 歴史学</p> <p>●特に専攻のない資格については学科分野を明らかにすること。 例： 2.1 法学修士 2.2 法律 2.1 国際ビジネス学士 2.2 国際ビジネス 2.1 看護学士 2.2 看護</p>
2.3 授与機関の名称及び種別(原語)	本欄は機関内で実施されるが、以下の形式を推奨する。 「Laidlaw College、旧称 Bible College of New Zealand は 1922 年に創立され、1989 年教育法第 236 項に認められた私立訓練機関である」
2.4 研究機関の名称 (2.3 と異なる場合) 及び種別 (原語)	「該当なし」または内容を記入 (2.3 と同形式)

2.5 教育・試験言語	初期設定は英語とし、適宜「マオリ語」「ニュージーランド手話」に変更する。
3. 資格レベルに関する情報	
3.1 資格レベル	ニュージーランド質保証資格一覧の資格レベルを使用する。 例： レベル5 国家准学士 レベル6 国家准学士 レベル7 学士 レベル8 優等学士 レベル9 修士 レベル10 博士
3.2 プログラムの正式期間	単位を記載し、さらにフルタイム相当期間を記載する。 例： 360 単位、フルタイム 3 年相当
3.3 入学条件	コース概要、学校便覧、日程表から適宜引用する。
4. 履修内容と成果に関する情報	
4.1 資格取得の最低要件	コース概要、学校便覧、日程表から適宜引用する。
4.2 卒業生の概要	資格に関連する概要を使用する。
4.3 プログラム詳細(履修科目またはコース)及び取得した個別の評価・得点・単位(公式の成績証明書を本欄に使用可)	●本欄は選択するオプションにより、現存する成績証明書か、または成績証明書から直接引用した情報となる。 ●資格ごとに TEQS を発行しなくてはならない。共同学位またはダブルディグリーの一資格もこれに含む。各 TEQS には成績証明書の完全な記録が含まれるであろうが、「履修科目は本資格の最低要件を超える他コースの科目を含む可能性がある」といった表記を含めること。授与機関は、共同学位またはダブルディグリーの TEQS を作成する際、自機関に何が最適であるかを考察する必要がある。 ●授与機関は本欄に資格修了日を記載しても良い。 ●本欄には、不合格を含む、学生の全成績を記録すること。
4.4 評価スキーム及び評価分布ガイドライン(あれば)	授与機関の評価スキームを使用する。
4.5 資格の包括的分類(原語)	「該当なし」または該当する場合「第一級」「良」などを記載する。
5. 資格の機能に関する情報	
5.1 さらなる学習へのアクセス	●包括的ステートメントを使用し、今後の学習経路の概要を述べる。

	<p>例：優等学士の学位を持つ卒業生は、関連する修士及び博士課程へ直接入学の資格を有する可能性がある</p> <p>●本欄は、質保証資格一覧の情報を確実に反映した文言にすること。</p>
5.2 職業的地位（あれば）	「該当なし」または、登録または加入が権利として発生するものではないことを示すため、「卒業生はニュージーランド看護協会への登録申請をする可能性がある」のように記載すること。
6. 付加情報	
6.1 学生の成果に関する情報	任意欄（例：奨学金、賞、産業プロジェクト）
6.2 機関の情報	授与機関のウェブサイトに記載する。機関の役割、本質、機能の概要を記載しても良い。本項目は国内で実施されるものだが、いかなる価値判断、同等性ステートメント、認知についての提案にも影響されないものとする。
6.3 その他の情報源	<p>授与機関に適したウェブサイトに記載する。</p> <p>例：</p> <p>New Zealand Qualifications Authority www.nzqa.govt.nz</p> <p>New Zealand Vice-Chancellors' Committee www.nzvcc.ac.nz</p> <p>Institutes of Technology and Polytechnics Quality www.itpq.ac.nz</p> <p>New Zealand Register of Quality Assured Qualifications www.kiwiquals.govt.nz</p> <p>New Zealand Association of Private Education Providers www.nzapep.co.nz</p>
7. 証明	
7.1 日付	本書類発行日
7.2 署名	これらの欄は、個々のシステム及びプロセスに適するよう、各機関の判断にゆだねることが推奨される。
7.3 役職	
7.4 公式印	
8. ニュージーランド高等教育制度の説明	
8.1 ニュージーランド高等教育制度の説明	<p>以下の推奨文を含める。</p> <p>「ニュージーランド高等教育制度の説明はニュージーランド国立教育情報センターのウェブサイトを参照してください。 ウェブサイト：www.neic.govt.nz」</p>

[出典] Guidelines for implementing a Tertiary Education Qualification Statement in New Zealand⁷

⁷ New Zealand Qualifications Authority and Ministry of Education, *Guidelines for implementing a Tertiary Education Qualification Statement in New Zealand*, 2009
<https://www.nzqa.govt.nz/assets/About-us/Our-role/guideforimplementation.pdf>